

令和7年6月25日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	松 尾 勝 利
副 市 長	鳥 飼 広 敬
教 育 長	吉 牟 田 一 広
政 策 総 務 部 長	川 原 逸 生
市民部長兼福祉事務所長	岩 下 善 孝
産 業 部 長	山 崎 公 和
建 設 環 境 部 長	山 浦 康 則
会計管理者兼会計課長	藤 家 隆
総 務 課 長	嶋 江 克 彰
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺 岡 弘 樹
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	山 崎 智 香 子
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長	中 村 祐 介
政策調整監兼DX推進室長	三 ヶ 島 正 和
広 報 企 画 課 長	田 中 美 穂
財 政 課 長	村 田 秀 哲
財 政 課 参 事	森 隆 文
公共施設マネジメント室長	中 尾 勝 徳
市 民 課 長	幸 尾 か お る
税 務 課 長	山 口 洋
保 険 健 康 課 長	染 川 康 輔
福 祉 課 長	高 本 智 子
産 業 支 援 課 長	松 丸 環 大
商 工 観 光 課 長	中 尾 美 佐 子
農 林 水 産 課 長	星 野 晃 希
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 本 将 行
建 設 住 宅 課 長	江 島 裕 臣
建 設 住 宅 課 参 事	手 島 秀 康
都市計画課長兼鹿島駅前周辺整備推進室長	堀 正 和
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	山 口 秀 樹
環 境 下 水 道 課 参 事	橋 川 宜 明
水 道 課 長	中 村 浩 一 郎
教育次長兼教育総務課長	江 頭 憲 和
生涯学習課長兼中央公民館長	山 口 徹 也

---

## 令和7年6月25日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）（報告）
- 日程第3 議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議員上程  
議員提案第2号 鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例の制定について  
(質疑、討論、採決)
- 日程第6 請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 

午前10時 開議

### ○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。白仁田事務局長。

### ○議会事務局長（白仁田和哉君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案2件の追加提案がありました。

議案番号及び議案名は、配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

### ○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

### ○市長（松尾勝利君）

おはようございます。本定例会に提案しました議案につきましては、慎重に御審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案する議案は、報告1件、条例改正2件の計3件です。

初めに、報告第7号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは物損事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

次に、議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例で定めている市議会議員と市長の選挙に係る公費負担の限度額を改定するものです。

次に、議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するものです。

以上、追加提案する議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

お諮りいたします。議案第51号及び議案第52号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

異議ないものと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 報告第7号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

当局の説明を求めます。江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

おはようございます。それでは、報告第7号 専決処分事項の報告について説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のとおり専決処分しましたので、

地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分した年月日は令和7年6月2日、賠償の額は133,166円、賠償の相手は市外在住の方でございます。

事故の概要でございますが、令和7年5月14日の16時頃、職員が市道石木津～川内地線沿線の除草作業中、飛び石により井手分橋方向から走行してきた車両のフロントガラスを破損したものでございます。

車の破損部分につきましては、後日修理を行い、損害額は全て全国市長会市民総合賠償補償保険により支払うこととし、相手方とは令和7年6月2日に示談が成立をいたしております。

除草等の作業につきましては、日頃から安全対策には十分注意しているところではございますが、いま一度改めて周囲の状況をしっかり確認するなど、万全の対策を期すよう徹底してまいります。

以上、報告いたします。

**○議長（徳村博紀君）**

ただいまの報告について質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

**○2番（宮崎幸宏君）**

よろしくをお願いします。

先ほど報告がありました今回の物損事項、それと、先日、生活保護における加算における認定漏れ、それと、これも先日、監査委員から報告がありました市の生涯学習センターの外壁清掃業務委託に関する監査報告書の中で、見積徴収指針に基づかない、そういった事務的ミスがあったということが報告されております。度々市の職員の方の人的なミス、過失によってこんなことが行われているんですけども、その都度担当課のほうからおわびと説明、それと、今後の対応方針の説明を受けています。

ただ、対応方針等々はいつもと同じ答弁でありまして、今後そういった防止策がなされるのかなという疑問を持っているところなんですけれども、それと、今日の全員協議会の中でも、執行部の幹部の方たちは平然としたところでやられていたんですけども、このような市の職員の過失、人的ミスに対して、実務の責任者である、あと管理監督者である副市長はどのような責任を感じていて、指導をどのようにやってきたか、そこをちょっと伺いたいと思います。副市長、お願いします。

**○議長（徳村博紀君）**

総務課じゃなくていいですか。鳥飼副市長。

**○副市長（鳥飼広敬君）**

まず、いろいろと分けて考えないといけないと思うんですけど、この専決処分事項の案件につきましては、ミスというよりも、当然ミスはミスなんですけれども、業務遂行中にあっ

て、注意はしながらやっているんですけど、偶発的なミスにはなっております。

この飛び石ですね、令和5年、令和6年、令和7年と3件、毎年1件ずつあっていきますので、この点については十分除草作業中には注意するように注意喚起を行っているところです。

それと、生活保護の加算漏れの話がありました。この報告事項と関係あるのかというのはちょっと分かりませんが、全然これはまた別の話だと思います。

生活保護の加算漏れについては事務処理のミスにはなるかと思いますが、当然その対象になられた方には個別には謝っておりますし、そういったミスがないように、ちゃんと事務としては執行していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

職員の方、人がやることですので、当然そういうミスというのはつきものでありますので、そこを強く責めるということは私もできないと思っています。

ただ、防止として、これも先日の生活保護のときに私も指摘しましたように、職員の育成、その辺の研修等、あるいは人事の配置、そういうところで防ぐことができる場所もあるので、そこをどう考えているかというのをお聞きしたかったところなんですよ、監督責任者として。それは、先ほど答弁では、生活保護はこの報告とは別だということで、そういう認識はまたおかしいと思います。

○議長（徳村博紀君）

宮崎議員に申し上げます。先ほどの生活保護の分については議題外になりますので、その点は注意をしておきます。

○2番（宮崎幸宏君）

分かりました。

そういった観点で今聞いたところなんですけれども、今後そういったことを責任を持った役割としてお願いしたいと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

宮崎議員は何か責任を持っていなくて事業を進めているようなおっしゃり方をしておりますけど、当然私たち市の職員は、市民生活の安全のために、日頃から集中しながら事務をしておりますので、全然責任を持ってしていないということはありません。

○議長（徳村博紀君）

2番宮崎幸宏議員。

○2番（宮崎幸宏君）

そう感じられるので聞いております。言動で示してください。よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

答弁を求めますか。もう終わりですか。終わりでよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

副市長もあまり感情的にならないで、私がいつも感情的になるなど注意されますけれども、副市長ももう少し冷静にですよ、宮崎議員が言ったのはそういうことじゃなくて、やっぱり皆さん注意を持って仕事してくださいということを言っているわけですから、そこはあと一回答弁をし直してください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

すみません。ちょっと冷静になって答弁させていただきたいと思います。

当然私たち市の業務、いろんな種類の業務があります。当然法令を遵守しながらやるということ、事務処理が間違いないように、しっかりと注意しながらやっていくということが大事だと思っていますので、そういったことを今後とも気をつけながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

先ほども副市長が言われたように、年に1回ずつこういうふうになっているわけですね。だから、やっぱりそこは注意をしているというか、対策がなっていないんじゃないかというお話は、私は一理ある話だと思いますので、そこら辺はもっと注意深く、石が飛んでいくというのは分かっていることですから、そこんたいは安全管理ですね。江島課長、安全管理をぴしゃっとしていただくように、あと1回答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

今、議員おっしゃったように、この飛び石による事故というのが毎年、市内1件ずつぐらいは起こっている状況でございます。その都度、安全対策を講じるようにというのは申してきておりまして、例えば、市道の草刈り等の場合は、交通量の多い道でありましたら、1人がコンパネみたいなので防護しながらの作業、そうではない市道、そこまで交通量のないと

ころでは、1人は必ず見張りに立って、周辺に注意しながら作業を行っていくように今指導しているところでございます。

また、今回の事故を受けて、例年同じようなことが発生しておりますので、市のほうでは6月6日に全ての職員に向けて、作業時における安全対策の徹底6項目というのを通知しまして注意喚起を図っております。石が飛ばないようにとか、キックバック等に注意すること、また、防護ネット、防護パネルを使用すること等々の項目を記載した通知をして徹底を図っておりますので、今後ともこのような事態が起こらないように注意して作業には当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

### 日程第3 議案第51号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺岡弘樹君）

それでは、議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は2ページから3ページまで、議案説明資料は1ページから3ページまでとなっております。

まず、議案書2ページをお願いいたします。

議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙の公費負担の単価の限度額を改定するため提案するものでございます。

議案書3ページがその改正内容となっております。

それでは、具体的な改正内容につきまして議案説明資料により説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料1ページから2ページまでは改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますが、具体的な改正の内容につきましては3ページにて説明いたしますので、3ページのほうをお開きください。

それではまず、1、改正理由につきましては、先ほども申し上げましたが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が今月4日に公布、施行されたことに伴い、これに準じて選挙の公費負担の限度額を改定するものでございます。

続いて、改正内容について説明いたします。

市議会議員及び市長の選挙における公費負担の単価の限度額につきましては、公職選挙法施行令にて定める国政選挙の限度額に準じて条例で定めているところでございます。

このたび施行令では物価の変動等を考慮して限度額が改定されましたので、市議会議員及び市長の選挙の公費負担限度額についても、国政選挙に準じて2点改正を行うものでございます。

まず1点目、(1)選挙運動用ビラ作成の公費負担につきましては、限度額、現行1枚当たり「7円73銭」を「8円38銭」に引き上げるものです。

2点目、選挙運動用ポスター作成の公費負担につきましては、限度額、現行1枚当たり「541円31銭」を「586円88銭」に引き上げるものです。

最後に、施行期日につきましては、公布の日といたしておりますので、実際は公布の日以降に告示される市議会議員、もしくは市長の選挙から適用されることとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第52号

##### ○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺岡選挙管理委員会事務局長。

##### ○選挙管理委員会事務局長（寺岡弘樹君）

それでは、議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は4ページから5ページまで、議案説明資料は4ページから5ページまでとなっております。

まず、議案書4ページをお願いいたします。

議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するため提案するものでございます。

議案書5ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

議案説明資料4ページは改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますが、具体的な改正内容の説明については5ページにて説明をいたします。

それでは、1、改正理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が今月4日に公布、施行されたことに伴い、これに準じて選挙長等の報酬額を改定するものです。

続いて、改正内容について説明いたします。

国政選挙に係る選挙長等が職務のために要する費用の額については、国が負担する経費として地方公共団体に交付する基準額が、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定されているものでございます。

それで、今回の法改正では物価の変動等を考慮して基準額が改定されております。市でも法に準じて選挙長等の報酬をこの表にありますとおり増額改定するものでありまして、いずれも約13%の増額改定率となっております。

最後に、施行期日につきましては、公布の日といたしておりますので、実際には来月執行予定の参議院議員通常選挙から適用される見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

##### ○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議員上程

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議員上程であります。議員提案第2号 鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例の制定について審議を行います。

提案者代表の説明を求めます。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

議員提案第2号 鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例の制定について、提案理由を説明いたします。

議員提案の議案書1ページを御覧ください。

提案理由は、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することに関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。

次に、議員提案の説明資料1ページを御覧ください。

まず背景ですが、市議会は、全議員に対してハラスメント予防セミナーを開催し、ハラスメント防止に努めてきました。しかしながら、令和7年2月12日に市長より、議員から職員へのハラスメントの防止に関する申入れがあり、このことを受けて、議会からハラスメントの実態調査を依頼しました。その後、令和7年3月25日にハラスメントの調査結果が市議会に対して報告されました。市議会としてその調査結果の内容を重く受け止め、早急なハラスメントの根絶及び防止を実現するため、条例を定めることとなったものです。

次に、条例の概要ですが、前文では、鹿島市議会は、議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることで、市民から信頼される議会の実現を決意するものとしています。

第3条の適用範囲では、条例の適用範囲を議員間又は議員と職員との間において生じたハ

ラスメント及びその疑いがあるものとしています。

第4条の議長の責務では、議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止に努め、議員によるハラスメントの疑いがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。また、ハラスメント審査会及び第三者委員会を設置することができるとしています。

第5条の議員の責務では、議員は、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶及び防止に努め、職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員の人格を尊重した活動をしなければならない。また、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって説明責任を果たし、あるいはほかの議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努め、議長に該当事案を直ちに報告しなければならないとしています。

第6条の研修等では、議長は、議員に対しハラスメント防止に必要な研修等の実施に努めるものとしています。

第7条の事実関係の把握では、議長は、ハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、速やかにその事実関係を把握しなければならないとしています。

第8条の公表等では、議長は、ハラスメントが行われたことを確認したときは、当該議員の氏名の公表その他の必要な措置を講じることができるとしています。

第10条の被害者等のプライバシーの保護では、議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしています。

第11条の継続的な検討では、鹿島市議会は、この条例の定める事項について、継続的に必要な検討を行っていくものとしています。

最後に、施行期日ですが、公布の日と定めております。

議案書の1ページにお戻りください。

提出者は、鹿島市議会議員、釘尾勢津子、同じく宮崎幸宏、同じく笠継健吾、同じく中村日出代、同じく池田廣志、同じく杉原元博、同じく樋口作二、同じく松田義太、同じく勝屋弘貞、同じく角田一美、同じく伊東茂、同じく福井正、同じく松尾征子、同じく中村和典、同じく中村一堯。

以上で提案理由及び制定内容の説明を終わります。

**○議長（徳村博紀君）**

本議案は議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳村博紀君）**

討論を終わります。

採決します。議員提案第2号 鹿島市議会ハラスメント根絶及び防止条例の制定について、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議員提案第2号は提案のとおり可決しました。

#### 日程第6 請願第1号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願についての審議に入ります。

去る6月12日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号については、6月16日に当委員会を開催し、審議を行いました。その審査結果は、お手元に配付しております請願の審査報告の写しのとおりであります。

---

令和7年6月16日

鹿島市議会

議長 徳村博紀様

文教厚生産業委員会

委員長 杉原元博

#### 請願の審査報告

令和7年6月12日の6月定例会本会議において付託されました請願につきまして、当委員会で審査を行い不採択としたので、鹿島市議会会議規則第130条第1項の規定により報告します。

#### 記

請願名：請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書

審査の結果：不採択とすべきもの

採決日：令和7年6月16日

---

文教厚生産業委員会委員長からの審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）

文教厚生産業常任委員会委員長の杉原元博です。ただいまより委員会の報告をいたします。

去る6月12日の本会議におきまして、文教厚生産業常任委員会に付託されました請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書について、当常任委員会を6月16日に開催いたしました。

最初に請願の趣旨ですが、鹿島市民交流プラザの浴室利用について、令和6年4月1日から日曜日が休業になっておりますが、利用者からの要望で日曜日の営業を再開してほしいという内容であります。

委員会では、紹介議員並びに請願人の出席を得て請願の趣旨説明を受け、質疑応答、審査、討論、採決を行いました。

次に、審査における質疑応答を行いましたので、主なものについて報告をいたします。

質問 浴室が日曜日休業になった経緯、あるいは理由について説明は受けておられるのか。

答弁 説明は受けていない。

この後、委員長の私から、当常任委員会が市から説明を受けた休業に至った経緯について主な内容を述べました。

次に、委員の意見のうち、主なものについて報告をいたします。

意見 請願者の方は、風呂利用に関するアンケート結果について報告がなかったことに対しても不満に思われているのではないか。

意見 前回、この件で請願を出されたが、取り下げられた。その理由が、改めて複数の請願者で請願を出し直すということであったが、今回も請願者は1名である。どれくらいの利用者が日曜日営業を望んでおられるのか分からない。

以上が審査における委員の意見のうち、主なものになります。

続いて、討論及び継続審査についての採決を行いました。

採決の結果、起立少数で、請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書は不採択と決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

#### ○議長（徳村博紀君）

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑はありませんか。14番松尾征子議員。質疑に関しては、審査経過と結果についての質問ということでお願いをいたします。

#### ○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長の報告で質問をしたいと思いますが、今審議をなされた御報告がありましたね。それで、実は日曜日に再開をしてもらいたいという意見は、そこに直接なくても、私たちの耳にもたくさん入っておるんですね。だから、私は日曜日の再開は必要だと思っているんですが、委員会の中で、日曜日の再開をするに当たって執行部との関係もあると思いますがね、執行部はどうして日曜日にできないのか、そういう質問とか審議があったんでしょうかね。日曜日にできない具体的な話というか、そういう質疑はなかったんですか。日曜日にされていない理由がどうしてもなのか。要求があるにもかかわらず、されていないその理由をね、審議が十分されたのかどうか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）

今の質問にお答えいたします。

先般の委員会開催の前に、実はかたらいのほうで、事前にかたらい関係者の方とも意見交換を行いました。そこで、これまで日曜日営業に至った理由、そして、週1回休みとした理由のほうも伺っております。

日曜日、週1回の休業した理由としましては、昨今の燃料費高騰とか人件費高騰等の影響もあり、清掃委託のほうも年々人件費が上昇しているというようなところがございます。それから、そこで勤務をされている方のいろんな働き方の問題等もございます。特に、職員の皆さんの休息を十分に確保し、健康管理に寄与するということが大きな目的でもあります。

さらに、週1回、日曜日を休みとした理由につきましては、まずは年4回の大きな定期清掃を行っていますが、これを日曜日を実施しております。他の曜日を休みにするとすると、定期清掃が入る週には週2日休みの週が出てくるということがございます。それと、お風呂の利用者が月曜から金曜の平日に比較して、土曜、日曜の利用者がやや少ない傾向にあるということ。また、市民交流プラザの職員の配置ですが、平日の昼間は4人、夜間は3人に対し、土日祝の昼、夜間は2人体制でぎりぎりの人数で運営をしております。また、一般的に各種行事は日曜日に多く開催されるため、日曜日の風呂休みにより時間に余裕ができ、他の業務に当たられる時間を確保できる、そのような理由があったというふうにお聞きをしまして、当委員会を開催したということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまお答えをいただきましたが、今のお答えでは、市民が要求を持っている、その市民の人たちの要求をどう解決していこうかというのではなくて、担当者側の都合といいますかね、燃料の問題だとか、時間の問題だとか、人間の配置の問題とか、お休みの問題だとか、そういうことが主になっていると思うんですよ。

行政というのはやっぱり一番市民の声に答えていかなくてはいけないわけですから、それに答える体制をちゃんとつくっていくのが本当だと思うんですよ。だから、人間が足りないなら、その配置をする、時間の配分がこうならこうだという配置をする、予算が足りないなら、それに対してどうしたらいいかと、そこを解決していくのが本当の行政の在り方だと思いますね。そこだけを捉えて市民の要求を潰してしまうということは、私は許せないと思うんです。日曜日は少ないか分かりませんが、やっぱり要求はあるんですよね。

それから、清掃の問題、確かに担当されている職員の人たちは大変だと思いますよ。しかし、そういう人たちが本当に働きやすい、仕事がしやすい体制をつくっていくのは行政の立場だと思うんですね。市民がどうすることもできないと思うんです。だから、そういう面について会議の中で議論がどのように行われたのかなと私は思うんです。そこを解決して、そして、本当に市民の立場に立たせるようにするのがその請願者に対する答えでもあるし、市民に対する答えでもあると思うんですよ。その辺が私は今度の会議の中で十分にやられたんじゃないかなと。そういう問題は、私たち議会が一つになって解決していくために力を尽くさんといかんわけですが、そこがちょっと薄かったんじゃないかなという気が私はします。真剣に討議はされたと思いますが、そういう感じがいたしますがね。やっぱり執行部の立場より、市民の立場で私たちは常に論議をしていく必要があると思いますがね。

**○議長（徳村博紀君）**

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

**○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）**

今、松尾議員のほうから質問がありました。私も確かに市民サービスの面では、本当に市民の皆さんに寄り添っていくということは、これは十分に必要であるというふうなことを認識しております。

その一方で、やはり職員さんたちの働き方であるとか、休息の問題であるとか、そういったところも十分に吟味しながら慎重に審査をまいりました。

それで、またほかの自治体の浴室の状況等もいろいろ調べまして、そこで比較した中でも、鹿島市は料金も100円で非常に安く提供しているということと、週1回の休みというのは、ほかの自治体は週2回とか3回とか休みのところも多いです。そのような中で、鹿島市は非常に市民に寄り添った、そういった運営をされているなというところも感じております。

当然、市民の方がこういった意見を出されたというのは十分に尊重しながら委員会としても議論を重ねてまいりました。

以上でございます。

**○議長（徳村博紀君）**

ほかに質疑はありませんか。2番宮崎幸宏議員。

**○2番（宮崎幸宏君）**

よろしくをお願いします。

先ほどの文教厚生産業委員会委員長からの説明において、審議の内容において不足があったかと思われましたので、それについて確認いたします。

委員会審議の中において、我々の質問に対して請願者の方からは、従前のおり毎日浴室を営業してもらうことが本意であると。

ただ、委員長の説明において、財政上の理由があるならば、それは致し方ないと。ただ、

日曜日を営業してもらえれば、別の曜日を休業してもらうことはやむを得ないというような意思を確認したんですけれども、そのようなやり取り、意見はあったかどうか、お伺いします。

**○議長（徳村博紀君）**

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

**○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）**

ただいま宮崎議員の御質問にあったように、ほかの曜日を休業にすればどうかというふうな意見も確かにございました。

この件に関しては、今回の請願であります浴室の日曜日営業の再開に関する請願書とは論点が異なっておりますので、それについては今回お答えすることはできません。

以上であります。

**○議長（徳村博紀君）**

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時56分 再開

**○議長（徳村博紀君）**

会議を再開します。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果報告を議会運営委員長の中村一堯議員に説明をお願いいたします。

**○議会運営委員長（中村一堯君）**

先ほど審議の中で宮崎議員から御質問がありましたけど、文教厚生産業委員会できちんと審議されているので、これまでの議会の申合せで、その委員会の方は質問しないようにということになっておりますので、一旦、宮崎議員の質問はお控えいただくようお願いいたします。

その議会の委員会に参加されなかった委員からの質問を大体本会議のほうで受けるように申合せしておりますので、皆さんよろしく申し上げます。

**○議長（徳村博紀君）**

ほかに質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

**○4番（中村日出代君）**

先ほど杉原議員から委員の発言について紹介がありましたけれども、全然違うような内容を言っておられますので紹介します。

前回、この件で請願されたときに、議会で文教のほうで審議されて、最終的には取り下げられたということを確認したわけですね。

それで、そのときの理由が、また改めて複数の請願者で請願を出し直すということの理由がちよっと記憶に残っているんですが、そこは今日は全く触れていなかったですもんねと。

その辺のいきさつについて、あくまでも執行部の意見を聞きよって、請願者本人だけの請願じゃないのかという感じが物すごく強くしたんですけれども、そういう答弁やったですね。先ほど言われたと全然違うんじゃないですか。

○議長（徳村博紀君）

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）

今、中村議員のほうから質問がありましたけれども、ちょっとすみません、質問の趣旨がよく分からないところがありました。

実はこれは、昨年からお風呂の日曜日営業の再開に関する請願については委員会のほうで議論してまいりまして、継続審査というふうなことになっております。そのときに取り下げられたということがございます。その理由は、改めて複数の請願者で請願を出し直すということが理由でありました。ところが、今回に至っても請願者は1名でありました。

そういうことで、私のほうで委員会としての報告をさせていただいたというところがございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私は言われた説明の内容が、委員の発言の内容が違うと言うたことですよ、まず私が質問したのは。全然違う内容のことを言われました。

それから、複数で出して、1人で出したらいかんとですか。請願者が1人で出したらいかんという決まりはあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）

お答えをいたします。

請願者が1人であろうがいけないということはありません。先ほどの答弁についても、請願者が1人だったから駄目というふうな発言はしておりません。

ただ、前回のときに複数の請願者で請願を出し直すということでありましたので、今回も請願者が1名であったということで、どれぐらいの利用者がこの日曜日営業を望んでおられるのか分からないといった意見が委員会の中で出たということ述べたつもりでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

**○4番（中村日出代君）**

請願者が多かろうと少なかろうと、1人であろうと、何人であろうと、請願者は1人でよかじやなかですか。請願は誰がしてもいいと決まっているわけでしょう、憲法16条で。誰でもしていいんですよ、これは。といっても執行部には何の強制力もなかですね。何もなかですよ。ただお伺いしましたというだけですよね。ただ、議会が議決すれば尊重しますというだけです。それだけの請願をです、ここに正式な議事録がありますけれども、中身を見たら、何も審議をしているような感じがせんですよ。先ほども言われましたように、アンケート調査をしたけれども、何も連絡がなかったとか、そういうことでしょう。アンケートを取っただけで、何も連絡がなかったと本当に思っているんじゃないですかとか、それで、そういうふうな感じですよ。

審議というよりも、その審議というのは、このことに関してなぜここを否決したかと、否決というか、不採択ですね。不採択の理由が全く分らんですよ、これね。何で不採択にしたとか。不採択の理由を説明してください。

**○議長（徳村博紀君）**

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

**○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）**

先ほどから何度も申し上げますように、請願人は1人であっても大丈夫です。それは駄目ということは発言をしておりません。

ただ、何回も言うように、前回言われたように、今度は複数の請願者で請願をすると言われたのに、今回1名だったから、何でだったのかと。こんなに利用者がいるんだろうか分からないという委員の皆さんの意見があったということをおし述べたまででございます。

それから、不採択になった理由については、これは賛成多数（同ページで訂正）で不採択になったわけですから、十分に審査をした結果ですので、その理由については申し上げる必要はないと思っております。

以上です。（発言する者あり）

すみません。失礼しました。この請願については、賛成少数でしたということで否決になりました。それについての理由については、特に申し述べる必要はないと感じております。

以上です。

**○議長（徳村博紀君）**

4番中村日出代議員。

**○4番（中村日出代君）**

憲法で保障されている権利をです、理由を述べる必要もなく不採択というのは、それはおかしかとやなかですか。やっぱり不採択の理由は不採択の理由で言うて、何も理由を言う必要はないということ自体、それは議会としておかしいんじゃないかと思うんですよ。何か

不採択というその正当な理由がなかとですか。正当な理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

文教厚生産業委員会委員長杉原元博議員。

○文教厚生産業常任委員長（杉原元博君）

まず結論から申し上げます。これは委員会の結論でございまして、そこに理由はございません。

ただ、委員会で審査をした中で、その以前に、先ほども申し上げましたように、かたらいのほうで職員さん等から、また市の職員さんからもいろいろと十分な説明を伺っております。週1回休みをした理由であるとか、日曜日休業にした理由について種々説明を伺っております。それと同時に、市民の方からもそういった要望があったということも非常に重く受け止めた中で、委員の皆さんのそれぞれの思いというか、やっぱり決断で採決をされました。

それで結果、日曜日営業再開については反対という意見が多数を占めたということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの委員会の報告に反対をしたいと思います。ただいま委員長の報告では、今回の請願は反対と委員会で決まったとおっしゃいましたが、まず、ちょっと最後の御意見の中で、その理由が全く分からないまま反対という形になったような気がします。

それはそれでいいですが、私は今回の問題は、今、日曜日にお風呂を再開してくださいという声は結構あります。それで、今いろんな議論のあったことをお話しなさいましたが、ほとんどが利用者の立場に立っていない。執行部が職員の働き方改革だとか、賃金の問題だとか、いろんなそういう理由だけが問題に審議されているような気がします。

私は、本来ならこれだけ市民の要求もあるんですから、それをどうして市民の要求に応えていけるかというのをしっかりと委員会の中でも議論してもらって、それをその方向に近づけていく。それができないならね、議会が一つになってでも市民の要求に応えるような取組をしようじゃないかと、そういうことであらなくてはいけなかったんじゃないかと思います。

そういうことを考えますと、本当に市民の皆さんの要求は全く今回の審議の中では受け入れられない。執行部の立場だけを考えてやられたと私は受け止めたので、この委員会の

報告には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

反対討論をいたします。

まず、請願者に対して、請願審査に出席して意見を述べられたことに本当にお疲れさまでしたと申し上げます。一般の市民の方が、8人の議員を相手に質問を受けるというのは本当に緊張されると思います。市職員でも1人で8人の議員の質問を受けるのは本当に大変なことでございます。御苦労さまでした。

それでは、反対討論をします。

去る4月16日に文教厚生産業委員会で審議が行われました。その審査内容を紹介します。

まず、松田委員、1点だけお伺いをしたいと思います。日曜日の再開となっておりますけれども、結局、1週間通して再開を休みなくしていただきたいと考えていらっしゃるのか、日曜日は再開してもらって、他の曜日はどこかで平日の段階で休みを取っていいと考えておられるのか。1点あります。

先日も担当の方と話をしましたが、利用される方に対して、衛生的な面でも市としてはしっかり取り組んでいかないといけないということで、大きな清掃、また日頃の清掃も含めてやっていく中での休みの確保というのは非常に言われておりましたので、その点、請願者がどのように考えておられるのか。日曜日を再開してもらって、他の曜日を1日休んでも、それとも休みなく1週間と考えておられるのか、その辺いかがでしょうかという質問ですね。

請願者の方が、私としては1週間続けてやっていただきたいです。ただ、メンテナンスとか、そういう理由で、先ほどもおっしゃられたように、年4回のそういう大がかりなメンテとかいうのはあるのは分かっていますので、だから、そこら辺りは休んでも構わないと思います。

次に、宮崎議員から、今、松田委員のほうから質問があって、私も確認のためなんですけれども、私も市の担当課、執行部の方から、先ほどの休業の理由とか日曜日にした理由は説明を受けています。今日、請願者から請願の理由の説明を受けましたので、ただ、どうしてもお互いその理解がないとこのままなのかなというところで、休業するというのは財政上の問題もありますので、松田委員からのこともあったんですけど、私どもとしては、できればどっちかの妥協点があればいいかなと私自身は思っておりますので、もし日曜日の再開ができれば、他の曜日で休業日を変更しても構わないというお考えがあるのか、もう一度そこは確認させていただきたいと思いますという発言がありました。

請願者は、それでしたら、全て100%とは言いませんが、妥協地点としたら、休みを他の

曜日に振り替えたり、だから、この月は月曜日、火曜日とか、そういうことは考えられると思います。予算上どうしても都合がつかないということになれば、それでも私は納得しますという請願者からの言葉でした。

両議員の提案は、請願者と市の妥協点について先ほども紹介しましたがけれども、宮崎議員ですね、私も市の担当課、執行部の方から休業の理由、日曜日にした理由の説明を受けました。今日、請願者からの理由、説明を受けました。お互いに理解がないとこのままです。もし日曜日の再開ができれば、他の曜日で休業日を変更しても構いませんかとの提案でした。

請願者は、先ほども言いましたけれども、全て100%とは言いません。妥協点としたら、休みを他の曜日に振り替えたり、月曜日、火曜日とか考えられると思います。予算上どうしても都合がつかないということになれば、それでも私は納得しますという答えがありました。担当課として日曜日は再開してよい、他の曜日を休業日とすれば予算上も問題ないとの妥協点に理解されているように、今までの話で思いました。

この方針は市長にも恐らく報告されているのではないかと思います。

担当課の今回の請願者に対する要望に何とか応えたいとの気持ちが私は分かりました。

審査の質疑から、担当課においても他の曜日を休業日とし、日曜日再開について理解していただき、市民の要望に伝えてもらいたいと思います。また期待しております。

このような経緯から、鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に対する請願に私は賛成ですけれども、委員会は反対ですね。反対に対して反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありませんか。8番中村一堯議員。

#### ○8番（中村一堯君）

先ほどの委員会では否決された反対という件に関して、私は委員会の意見を尊重して賛成ということで討論いたしたいと思います。

この浴室日曜日の今の休みの状態は、いろんなアンケートを取られていますけど、平日のほうが利用者は多いと、土日のほうが利用者は今のところは少ないです。

そういった状況の中で、人件費の増加とか委託費の増加とか、いろんな状況もやっぱりあると思います。鹿島には民間のそういった浴槽もありますし、鹿島市のいいところは、ほかの自治体は三、四日休みのところもありますが、鹿島市は、老人福祉のために、そういった市民福祉の充実のために6日間営業している、そこはやっぱり評価しないといけない点だと思います。ほかの自治体は、だって半分ぐらい閉まっています。男しか入れられないとか、この曜日は女性の方しか入れられないとか、自治体によっていろんな状況がございます。

それで、アンケート結果にもよりますけど、そういった浴室の利用者約80名にアンケートをしていますけど、実際の利用者80名の中でも日曜日営業を再開してほしいという人はごく

少数、4人ぐらいだったんじゃないかなと、アンケート結果がですね。そういうふうにアンケートでも出ていますし、請願者は1名ですけど、その後ろに、要望する人が100名、200名、そういった声も私は聞いたことがありません。

そういった理由で、ほかの公共施設もエイブルだったら月曜日休みとか、公共施設は休みの日も、やっぱり職員さんたちの労働環境、職場環境の改善のために、そういった公共施設も十分に休みを取られていますので、私は、日曜日だけ休みだけど、そのほかの日はしっかり鹿島市としては老人福祉のために営業されていると、そこは私は評価すべき点だと思います。実際、ほかの自治体と比べて、そういうふうに結果が出ていますので、今回のことに関して言えば、日曜日営業再開についてですので、その件に関しては、私は委員会では不採択となりましたことについて、賛成の立場で討論させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 鹿島市民交流プラザ浴室日曜日営業の再開に関する請願書について、委員長の報告は不採択であります。請願第1号は委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、請願第1号は提案のとおり不採択と決しました。

以上をもちまして今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。よって、今定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時20分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 徳 村 博 紀

会議録署名議員 1 番 釘 尾 勢津子

同 上 2 番 宮 崎 幸 宏

同 上 3 番 笠 継 健 吾